

○逗子市の良好な都市環境をつくる条例施行規則(平成4年規則第24号)新旧対照表(改正部分の抜粋)

現行	改正後(案)	改正理由
<p>逗子市の良好な都市環境をつくる条例施行規則</p> <p>平成4年8月15日 逗子市規則第24号</p> <p>(対象事業の要件)</p> <p>第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとし、同号の規則で定める要件は、それぞれ当該各号に定める行為とする。</p> <p>(1) <u>土地の区画形質の変更 対象面積が300平方メートル以上のもの。ただし、再開発型開発行為に関する開発許可制度の運用の適正化について(昭和62年8月18日付け建設省建設経済局長通達)の「記1単なる形式的な区画の分割又は統合によって建築物等を建築する行為の取扱い」により都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為に該当しないとされるものを除く。</u></p> <p>(2) 木竹の伐採又は移植木竹の集団の伐採又は移植で、対象面積が300平方メートル以上のもの。ただし、枯損若しくは仮植したものの、防災上若しくは通常管理上必要な行為又は松くい虫防除等法令若しくは法令に基づく処分による義務の履行のために必要なものを除く。</p> <p>(3) 土石の採取 対象面積が300平方メートル以上のもの</p> <p>2 同一又は共同性を有する事業者が、一体的利用がなされていた土地、所有者が同一であった土地又は隣接した土地において同時若しくは連続して行う前項各号に掲げる行為であって、全体として一体的土地利用又は一体的造成を行うとみなされる場合は、一の行為とみなす。この場合において、予定されている行為を含む。</p>	<p>逗子市の良好な都市環境をつくる条例施行規則</p> <p>平成4年8月15日 逗子市規則第24号</p> <p>(対象事業の要件)</p> <p>第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとし、同号の規則で定める要件は、それぞれ当該各号に定める行為とする。</p> <p>(1) <u>開発行為で、開発区域の面積が300平方メートル以上のもの。ただし、市街化区域内かつ環境影響評価に係る指針で定める自然環境ランクのDランクが80パーセント以上であるものを除く。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>開発の適用要件をまちづくり条例の記述と合わせる。また、自然環境ランクのDランクが80%以上は手続き対象から除外する</p>

3 前項の規定にかかわらず、先行する行為の目的とするすべての建築物の建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定に基づく検査済証が交付された後に行う行為又は同検査済証が交付される前であって、次の各号のいずれかに該当する行為については、一の行為とみなさない。

(1) 連続して第1項各号に掲げる行為を行う場合で、先行する当該行為が宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく許可を要するものである場合において、同法第12条第2項の規定に基づく検査済証の交付後1年を経過した後に行う行為

(2) 連続して第1項各号に掲げる行為を行う場合で、先行する当該行為が建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき道の位置の指定を受けた場合において、当該指定の公告後1年を経過した後に行う行為

(宅地以外の土地)

第4条 条例第2条第2号ウに規定する規則で定める宅地以外の土地は、次の各号に掲げるものを除く土地とする。

(1) 現に建築物が存する土地(仮設建築物、違法建築物の敷地は除く。)

(2) 土地登記簿の地目(5年以上前の受付け)が「宅地」である土地で、現在農地や山林として利用されていない土地

(3) 固定資産税課税台帳の現況地目が5年以上前から「宅地」である土地で、現在農地や山林として利用されていない土地

(4) 従前建築物の敷地として利用されていた土地で、現在農地や山林として利用されていない土地(5年以上前に建築物を除却した土地を除く。)

(5) 建築物の敷地又は特定工作物の用地として造成された土地(緑地未利用地は除く。)で、次のいずれかに該当するもの

3 前項の規定にかかわらず、先行する行為の目的とするすべての建築物の建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定に基づく検査済証が交付された後に行う行為又は同検査済証が交付される前であって、次の各号のいずれかに該当する行為については、一の行為とみなさない。

(1) 連続して第1項各号に掲げる行為を行う場合で、先行する当該行為が宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく許可を要するものである場合において、同法第13条第2項の規定に基づく検査済証の交付後1年6月を経過した後に行う行為

(2) 連続して第1項各号に掲げる行為を行う場合で、先行する当該行為が建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき道の位置の指定を受けた場合において、当該指定の公告後1年6月を経過した後に行う行為

まちづくり条例の規定に合わせる

まちづくり条例の規定に合わせる

第3条の改正により記載する必要がなくなるため削除

ア 都市計画法に基づく開発行為の許可を受け、工事の完了公告がなされた土地

イ (旧)住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)によって認可を受け、工事の完了公告がなされた土地

ウ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく認可を受け、換地処分の公告がなされた土地

エ 都市計画法第29条第5号、第7号、第8号又は第9号に該当する開発行為が終了した土地

オ 宅地造成等規制法に基づく許可を受け、工事完了の検査済証の交付がなされた土地

カ 建築基準法に基づく道路位置指定が行われた際道路と一体に造成された土地

(評価書案の提出)

第5条 条例第7条第1項の規定による環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)の提出は、環境影響評価書案(第1号様式)により行うものとし、当該評価書案の作成に当たり、基礎資料として用いた書類を添付しなければならない。

2 評価書案の提出部数は、各10部とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、提出部数を増加し、又は減じることができる。

(関係区域)

第5条の2 条例第8条第1項 _____ に規定する規則で定める関係区域は、当該対象事業を実施する区域の周辺100メートルとする。ただし、対象事業の実施による影響が特に著しいと認められる場合は200メートル以内で市長が認めた範囲とし、また、第26条に定める小規模対象事業については、隣接、日影のかかる範囲とする。

(評価書案の縦覧)

(評価書案の提出)

第4条 (略)

(関係区域)

第5条 条例第7条第1項第8号に規定する規則で定める関係区域は、当該対象事業を実施する区域の周辺100メートルとする。ただし、対象事業の実施による影響が顕著であると市長が認める場合にあっては200メートル以内で市長が認める範囲とし、第26条に規定する小規模対象事業にあっては逗子市まちづくり条例施行規則(平成14年逗子市規則第34号)第4条に規定する近隣住民の範囲とする。

(評価書案の縦覧)

前条が削除されたことによる条ずれ

電子化に伴い提出部数は削除

小規模対象事業の関係区域はまちづくり条例と合わせる

第6条 条例第3条第3項の規定により評価書案を縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、当該評価書案を縦覧に供する場所(以下「縦覧場所」という。)、期間(以下「縦覧期間」という。)その他必要な事項を公示しなければならない。

2 縦覧場所は、逗子市環境都市部まちづくり景観課その他の市長が指定する場所とする。

3 縦覧期間の日数には、逗子市の休日を定める条例(平成元年逗子市条例第21号)第1条第1項に規定する休日を算入しない。

(説明会等の実施届)

第8条 条例第9条第2項の規定による届出は、第8条第2項の規定による関係区域の決定通知があった日の翌日から起算して10日以内に、説明会等の実施届(第2号様式)により行うものとする。

(説明会開催の報告等)

第9条 条例第9条第4項の規定による説明会を開催したときの報告は、条例第8条第3項の規定による縦覧期間の満了の日(条例第9条第3項の規定により当該縦覧期間を経過した後の開催である場合にあっては、その開催の日)の翌日から起算して5日以内に、説明会開催報告書(第3号様式)により行うものとする。

2 条例第9条第1項又は第3項に規定するところにより説明会を開催しなかったときの同条第4項の規定による報告は、直ちに説明会不開催報告書(第4号様式)により行うものとする。

(見解書の提出)

第21条 条例第12条第1項の規定による見解書の提出は、見解書(第5号様式)により行うものとする。

2 第5条第2項の規定は、見解書の提出部数について準用する。

(評価書の提出)

第6条 条例第8条の規定により評価書案を縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、当該評価書案を縦覧に供する場所(以下「縦覧場所」という。)、期間(以下「縦覧期間」という。)その他必要な事項を公示しなければならない。

2・3 (略)

(説明会等の実施届)

第8条 条例第9条第2項の規定による届出は、条例第7条の規定による評価書案を提出した日の翌日から起算して10日以内に、説明会等の実施届(第2号様式)により行うものとする。

(説明会開催の報告等)

第9条 条例第9条第4項の規定による説明会を開催したときの報告は、条例第8条の規定による縦覧期間の満了の日(条例第9条第3項の規定により当該縦覧期間を経過した後の開催である場合にあっては、その開催の日)の翌日から起算して5日以内に、説明会開催報告書(第3号様式)により行うものとする。

2 (略)

(見解書の提出)

第21条 (略)

(評価書の提出)

字句の整理

合理化に伴う条項ずれの訂正

合理化に伴う条項ずれの訂正

提出部数の削除

<p>第22条 条例第15条の規定による環境影響評価書(以下「評価書」という。)の提出は、環境影響評価書(第6号様式)により行うものとする。</p> <p>2 第5条第2項の規定は、評価書の提出部数について準用する。</p>	<p>第22条 (略)</p>	<p>提出部数の削除</p>
--	-----------------	----------------

【別記1】

現行

第8条第3項	20日間	10日間
第10条第1項	30日以内	15日以内
第13条第1項	前条第2項の規定による公示をした	第10条第1項に規定する意見書の提出期間が満了した

改正後(案)

第8条	20日間	10日間
第10条第1項	30日以内	15日以内
第13条	前条第2項の規定による公示をした	第10条第1項に規定する意見書の提出期間が満了した